

河川法第 24 条・第 26 条・第 27 条・第 55 条等の許可を受けた方へ

許可後の手続きについて

1. 許可を得た河川区域内の工事を開始するときは工事着手届を、工事が完了したときは工事完成届を提出してください。

(1) 河川（占用・掘削・承認）工事着手届

○許可を得た河川区域内の工事の実施にあたっては、事前に河川工事着手届を提出してください。（工事着手予定日の前）

* 提出部数 河川工事着手届 1部 * 添付資料は不要です。

(2) 河川（占用・掘削・承認）工事完成届

○許可を得た河川区域内の工事の実施が完了したときは、速やかに河川工事完成届を提出してください。（工事完了後速やかに）

* 提出部数 工事完成届 1部

【添付資料】

写真（着手前、施工中、完了後） 1部

* 写真は撮影場所と方向がわかるように平面図に記載してください。

* 施工中の写真は、工事内容が確認できるようにしてください。

2. その他の手続き * 必要に応じて、提出してください。

(1) 許可を受けた占用の内容変更の許可の申請

○許可を受けた者が、当該許可に係る占用の内容を変更しようとするとき
「河川占用許可申請書（変更）」

(2) 住所・氏名の変更の届出

○許可を受けた者が住所・氏名等を変更したとき
「住所・氏名変更届」

(3) 地位の承継

○許可を受けた者の地位を承継したとき(相続・合併等)
「地位承継届」

(4) 権利の譲渡

○許可に基づく権利を譲渡しようとするとき
「権利譲渡承認申請書」

(5) 占用の廃止の届出

○許可を受けた者が許可を受けた土地の占用を廃止したとき
「廃止届出書」

(6) 更新許可申請

○占用期間満了後、引き続き占用許可を受けようとするとき

河川法施行令

(許可に基づく地位の承継)

第三十三条

相続人、合併又は分割により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利を承継し、又は第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可に係る工作物、土地若しくは竹木若しくは当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地(以下この条において「許可に係る工作物等」という。))を承継する法人に限る。)は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

2 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可を受けた者からその許可に係る工作物等を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3 前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第三十四条

第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

許可条件による届出

- 1 工事の実施に当たっては、あらかじめ所長に届け出て、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、速やかに届け出てその検査を受けなければならない。
- 2 占用期間が満了し、引き続き占用許可を受けようとするときは、期間満了の30日前までに所定の手続きをしなければならない。
- 3 占用を廃止する場合には、あらかじめ届け出て、所長の指示に従わなければならない。